

四日市市 多文化共生推進プラン

平成28年12月

四日市市 市民文化部
市民生活課 多文化共生推進室

目 次

第1章 多文化共生推進プラン策定の趣旨

- 1. 多文化共生推進プラン策定の経緯 1
- 2. 多文化共生推進プランの位置づけ 1

第2章 本市における外国人市民の状況

- 1. 現 状 2
- 2. これまでの推移 3

第3章 多文化共生の基本的な考え方

- 1. 多文化共生とは 6
- 2. 本市における多文化共生にかかる課題 6
- 3. 基本理念と基本の柱 7
- 4. 多文化共生の推進 8
- 5. 多文化共生モデル地区について 8

第4章 多文化共生に向けた取り組み

- 基本の柱Ⅰ 多文化共生の地域づくり 11
- 基本の柱Ⅱ 円滑なコミュニケーションづくり 16
- 基本の柱Ⅲ とともに暮らしやすい生活環境づくり 22
- 基本の柱Ⅳ 共生推進のための体制づくり 31

第1章 多文化共生推進プラン策定の趣旨

1. 多文化共生推進プラン策定の経緯

平成2年（1990年）の出入国管理及び難民認定法（以下、入管法という）改正に伴い、本市を含む東海地方や北関東など、製造業が盛んな地域において、主にブラジルを中心とする南米から、就労を目的として入国する外国人の数が急速に増加しました。

その後、リーマンショックに伴う雇用状況の悪化や、東日本大震災の影響などにより、帰国する人も多かったことから、外国人市民の数はピーク時に比べると減少していますが、平成28年（2016年）3月末現在でも、四日市市民の約40人に1人は外国人であり、本市は全国的に見ても外国人市民が多く居住する都市となっています。

外国人市民の増加に伴い、日常生活・教育・就労などさまざまな状況において課題が出てきており、外国人を一時的な滞在者としてではなく、生活者・地域住民として認識する視点が必要になってきました。

こうした状況を踏まえ、本市では、国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての市民が共生するための都市目標と施策方針を明らかにするため、平成16年（2004年）3月に「四日市市国際共生推進プラン」を策定し、市民レベルでの取組の推進に努めてきました。

その後、多文化共生社会づくりをより強力に推進するため、本市における実情を踏まえて、平成22年（2010年）に「四日市市国際共生推進プラン」を改正、新たに「四日市市多文化共生推進プラン」（以下、プランという）を策定し、多文化共生の推進に取り組んできましたが、プランの策定から6年以上が経過し、外国人市民を取り巻く状況の変化等もあり、また、本市の多文化共生に関する取組についても充実を図ってきていることから、プランの見直しを行います。

【見直しのポイント】

- ① 日本人市民と外国人市民は対等な地域社会の構成員であるという基本理念と、多文化共生を進める上での4つの基本の柱については継承しました。
- ② プランの施策と取組について、現状における課題を整理して、有効な取組については継続・拡充するとともに、プラン策定後の社会状況等の変化に合わせ、表現の見直しや新しい取組の追加等を行いました。

2. 多文化共生推進プランの位置づけ

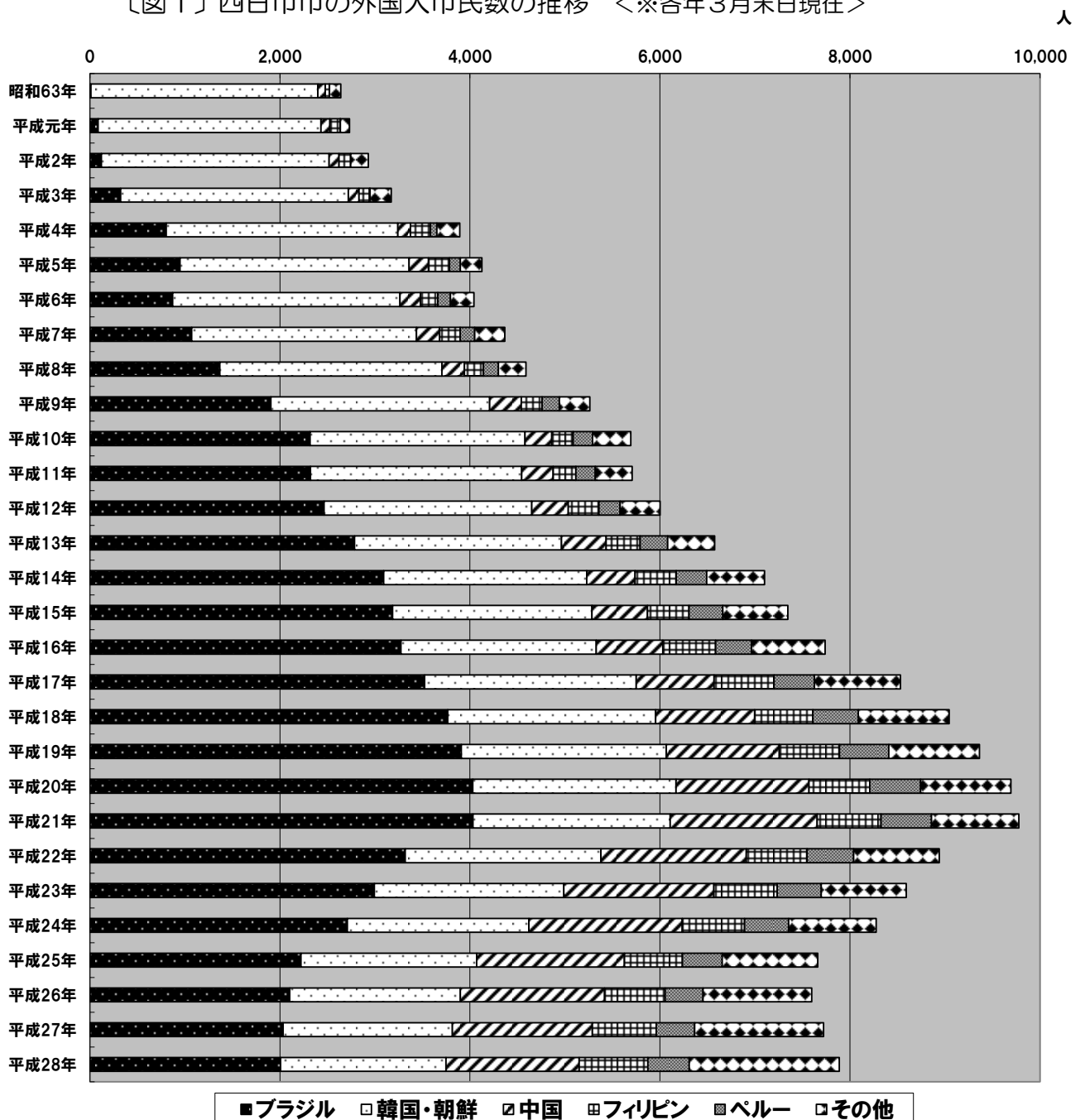
「四日市市多文化共生推進プラン」は、本市のまちづくりにおける基本理念である「市民憲章」および「都市宣言」を尊重しながら、「総合計画」を上位計画として策定します。このプランにより、個別の計画・位置付け・基本的な考え方などを示すとともに、市民の声を反映し関係機関と連携した取組を体系化して実施していきます。

第2章 本市における外国人市民の状況

1. 現 状

本市においては、平成28年(2016年)3月末現在、7,887人(61カ国)の外国人市民が暮らしており、そのうちの約25%がブラジル国籍(2,006人)、次いで韓国・朝鮮(1,741人)、中国(1,403人)、フィリピン(722人)、ペルー(437人)、ベトナム(405人)、ネパール(271人)、タイ(198人)、ボリビア(185人)、インドネシア(105人)の順になっています。[図1参照] 総人口に占める外国人市民の比率を見ると、全国平均の約1.7%に対し、本市は約2.5%となっています。

〔図1〕 四日市市の外国人市民数の推移 <※各年3月末日現在>



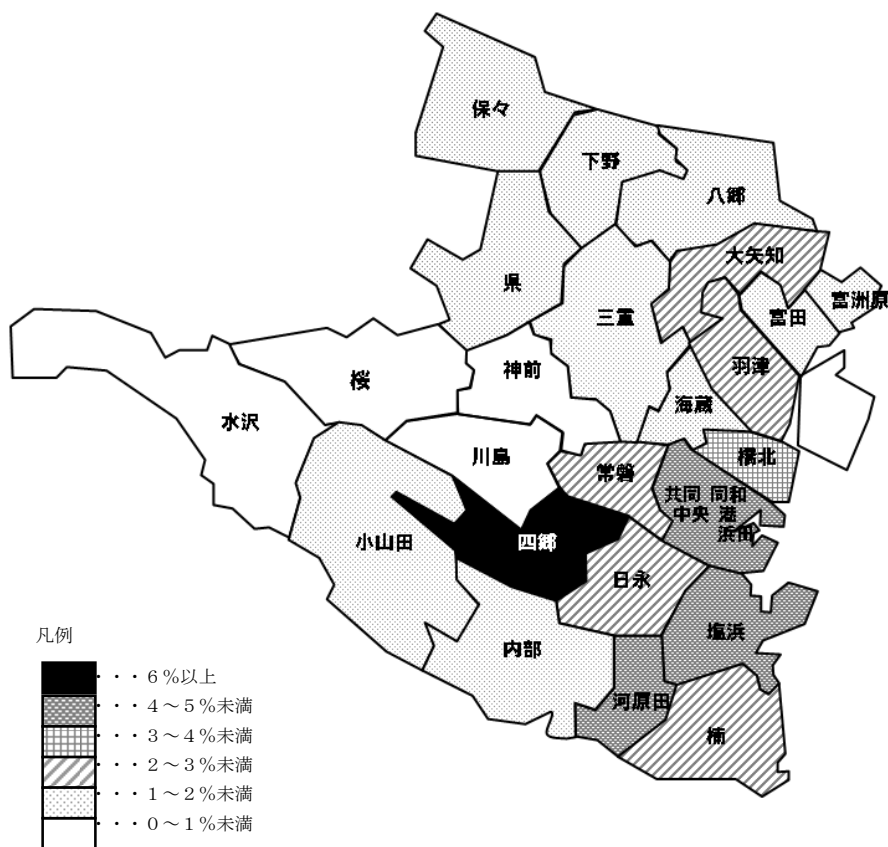
本市の特徴として、外国人市民のうち約 20%に当たる約 1,500 人が、四郷地区内の笹川地区*に集住していることが挙げられます。[表 1・図 2 参照]

※笹川（1丁目～9丁目）は四郷地区に属する地域のことで、笹川地区、笹川団地もしくは笹川と呼ばれていますが、本プランでは笹川地区と記載します。

〔表 1〕 地区別外国人市民数

地区名	H28（3月末）		
	外国人市民数	地区人口	地区人口に占める割合
共同	485	7,671	6.3%
同和	14	741	1.9%
中央	51	2,214	2.3%
港	35	1,733	2.0%
浜田	578	11,335	5.1%
富洲原	157	8,810	1.8%
富田	196	12,209	1.6%
羽津	368	17,668	2.1%
常磐	717	28,114	2.6%
日永	405	18,265	2.2%
四郷	1,779	23,800	7.5%
(笹川)	1,485	9,973	14.9%
内部	287	17,834	1.6%
塩浜	271	6,390	4.2%
小山田	86	4,619	1.9%
川島	78	12,246	0.6%
神前	51	6,794	0.8%
桜	115	15,294	0.8%
三重	385	22,849	1.7%
県	66	6,674	1.0%
八郷	170	12,707	1.3%
下野	140	8,680	1.6%
大矢知	449	20,149	2.2%
河原田	190	4,816	4.0%
水沢	12	3,253	0.4%
保々	101	7,128	1.4%
海蔵	263	13,697	1.9%
橋北	179	5,535	3.2%
楠	259	10,890	2.4%
計	7,887	312,115	2.5%

〔図 2〕 地区別外国人市民の分布



2. これまでの推移

平成 2 年（1990 年）に入管法が改正され、日系人の 2・3 世とその家族については、「日本人の配偶者等」「定住者」といった在留資格によって、日本への入国が容易になりました。

これらの資格は、就労等の活動に制限がないことから、本市においても、経済状況が不安定であったブラジルなどから、就労を目的として入国する外国人の数が増加しました。

この結果、昭和 62 年（1987 年）3 月末に 2 人だった本市在住のブラジル国籍の外国人市民は、平成 20 年（2008 年）3 月末現在には 4,030 人と急増しました。

その後、平成 20 年（2008 年）9 月のリーマンショックに伴う深刻な雇用危機や、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災の影響などにより、帰国する人が相次いだこ

とから、現在、ブラジルをはじめとする南米からの外国人市民の人口は、ピーク時に比べると大きく減少していますが、一方で、日本に残った人については、そのまま日本に定住する傾向が強くなっています。

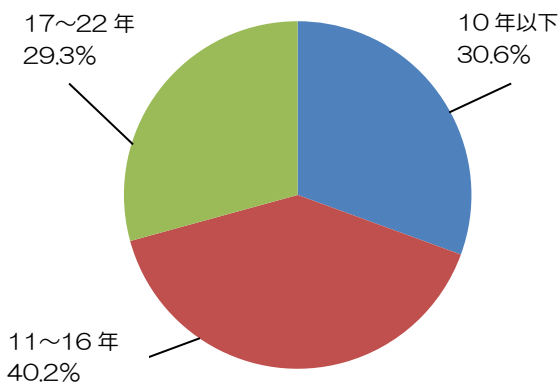
三重大学人文学部多文化共存研究センターがブラジル人を対象に平成 23 年（2011 年）4 月から平成 24 年（2012 年）2 月にかけて笹川地区で実施したアンケート調査によると、日本に 10 年以上居住している人が約 7 割となっています。〔図 3 参照〕

日本での滞在が長期になり、母国よりも利便性があり収入も得られる日本の生活に慣れ親しむにつれ、家族と一緒に日本での永住を考える外国人市民が増えてきているとみられます。〔図 4 参照〕

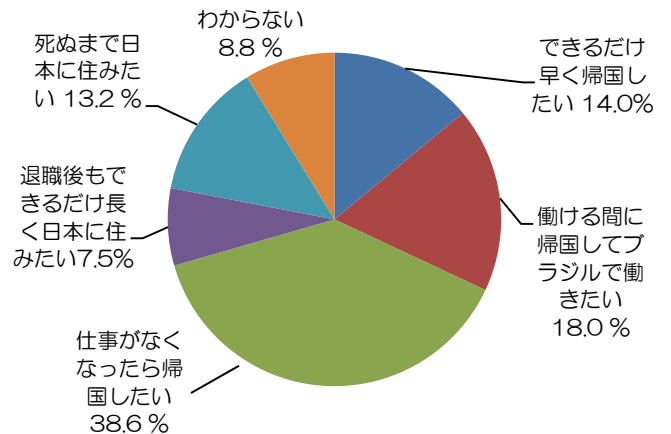
南米諸国以外の外国人市民については、戦前から日本に在住している人とその子孫が大半を占める韓国・朝鮮と、永住者と技能実習生が多い中国は漸減しており、永住者・定住者等が多いフィリピンは漸増の傾向にあります。

一方で、技能実習生を中心としたベトナム・インドネシアや、留学生が多くを占めるネパールなどからの外国人市民の増加が著しいことから〔表 2 参照〕、平成 22 年度（2010 年度）以降減少を続けていた外国人市民全体の数は、近年、再び増加傾向にあります。

〔図 3〕 滞日年数について
（三重大・笹川地区アンケート調査）



〔図 4〕 今後の予定について
（三重大・笹川地区アンケート調査）



（性別・年齢別内訳） （単位：%）

	17～22年	11～16年	10年以下
(全体)	29.3	40.2	30.6
(性別)			
男	32.1	37.6	30.3
女	23.9	43.4	32.7
(年齢)			
20歳代	4.3	32.9	62.9
30歳代	17.7	58.1	24.2
40歳代	55.0	35.0	10.0
50歳以上	60.0	26.7	13.3

（性別・年齢別内訳） （単位：%）

	死ぬまで日本に住みたい	退職後もできるだけ長く日本に住みたい	仕事がなくなったら帰国したい	働ける間に帰国してブラジルで働きたい	できるだけ早く帰国したい	わからない
(全体)	13.2	7.5	38.6	18.0	14.0	8.8
(性別)						
男	17.0	6.6	40.6	12.3	13.2	10.4
女	8.2	8.2	37.3	24.5	14.5	7.3
(年齢別)						
20歳代	18.6	4.3	24.3	22.9	15.7	14.3
30歳代	4.8	8.1	46.8	22.6	11.3	6.5
40歳代	10.0	5.0	51.7	11.7	15.0	6.7
50歳以上	26.9	23.1	30.8	7.7	7.7	3.8
(滞日年数)						
10年以下	8.8	1.5	38.2	25.0	17.6	8.8
11～16年	13.5	6.7	36.0	18.0	15.7	10.1
17～22年	17.5	14.3	42.9	12.7	4.8	7.9

〔表2〕四日市市の外国人市民数・平成28年（2016年）3月末現在人口上位10カ国の直近10年間の人口推移

各年3月末日現在

国籍・地域	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
ブラジル	3,767	3,909	4,030	4,032	3,319	2,994	2,710	2,222	2,102	2,034	2,006
韓国・朝鮮	2,188	2,157	2,140	2,075	2,059	1,993	1,910	1,848	1,797	1,782	1,741
中国	1,042	1,191	1,398	1,548	1,530	1,581	1,614	1,555	1,519	1,472	1,403
フィリピン	612	632	640	671	640	665	657	611	636	673	722
ペルー	479	519	535	532	491	465	464	420	400	404	437
ベトナム	140	112	109	103	99	113	139	149	195	310	405
ネパール	18	22	19	22	51	68	87	123	162	218	271
タイ	202	226	228	206	199	191	196	191	194	195	198
ボリビア	167	180	182	187	169	145	160	160	181	191	185
インドネシア	22	27	29	31	36	46	46	62	76	87	105
外国人市民数総計	9,044	9,363	9,693	9,777	8,939	8,593	8,276	7,661	7,597	7,722	7,887

「国籍・地域」覧は、在留カード等の表記をもとに作成しております。なお、「朝鮮」は、朝鮮半島出身者及びその子孫等を示すものとして用いており、何らかの国籍を表示するものではありません。

第3章 多文化共生の基本的な考え方

1. 多文化共生とは

本市では、国籍や民族、文化のちがいを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、尊重し合って、四日市市民として共に支え合って暮らせる社会を実現することを、多文化共生の基本理念として掲げています。

ここでいう文化とは、広義のもので、人の生活に関わるものすべてを意味し、人の日々の生活や人とのふれあいの中から生まれる有形・無形のものであり、社会で共有している行動様式や価値観等をはじめ、芸術や学術から生活文化、宗教にいたるまで、非常に広範囲に及ぶものです。

多文化共生の社会づくりは、市民一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮でき、自分らしく生き生きと暮らしていける社会の実現につながります。

少子高齢化が進む中で、外国人市民は、地域社会においても重要な役割を担うべき存在となってきています。外国人市民を単に一時的な滞在者や労働者として見るのではなく、日本人市民と対等な地域社会の構成員であるという意識を全ての市民や企業等が共有することが必要です。

外国人市民が、日本人市民と同様に、日本の法律を遵守し、納税など同じ市民としての義務を果たすことと、生活全般にわたる行政サービスの利用ができることを基本とし、対等な地域社会の構成員としてともに地域社会を支えあっていくために、多文化共生への課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

2. 本市における多文化共生にかかる課題

(1) 全市的な課題

本市には60を超える国籍の外国人市民が各地区に居住していることから、全市的には以下のような課題があります。

- ① 居住が分散していることから、それぞれ住んでいる地域において地域社会づくりに参画し、日本人市民とのつながりを持つことが望まれます。
そのために、日本人市民と外国人市民の間の円滑なコミュニケーションとともに、相互のつながりづくりが必要です。
- ② 外国人市民に行政やその他生活上必要なサービス等の情報を確実に提供し、適正にサービスが受けられるようにする必要があります。

(2) 多文化共生モデル地区における課題

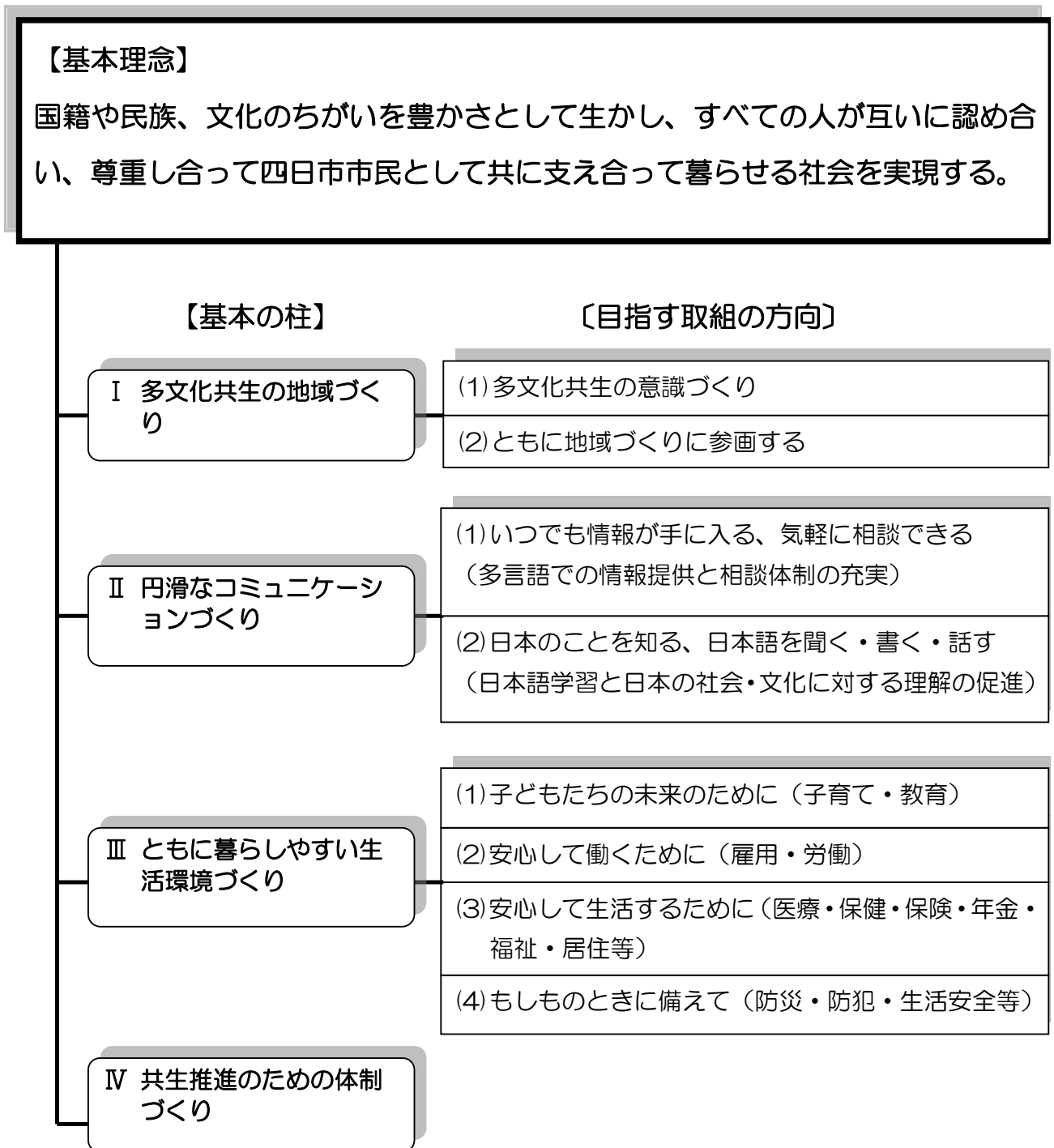
多文化共生モデル地区である笹川地区においては、外国人市民の定住化が進んでいることから、以下のような課題があります。

- ① 集合住宅等に居住する外国人市民は子育て中の若い世代が多い一方、以前から居住している日本人市民は高齢化が進んでいることから、互いに顔の見える関係を築くことを通じて、住民同士が地域の対等な構成員として地域づくりに参画していく必要があります。

- ② 子育てや教育を中心に、笹川で育つ外国人の子どもが、将来、安定した就労等を得て、地域社会の一員として活躍できるような環境づくりが必要です。

3. 基本理念と基本の柱

本市では、以下の基本理念のもと、多文化共生を進める上での4つの「基本の柱」を明確にし、今後の各種取組につなげていきます。



4. 多文化共生の推進

(1) 市民の役割

多文化共生の中心的な役割を担うのは市民です。地域に住む市民同士が互いに話し合い、理解し合っていくことが多文化共生社会の実現に向けた一歩となります。

地域社会等において、日本人市民と外国人市民が、法律や生活上のルール等を守りながら、個々の持つ国籍や民族、文化や生活習慣など、それぞれのちがいを認め合い、尊重し合っていくことが必要です。

(2) 市の役割

市は、前頁に掲げた基本理念と、4つの基本の柱に基づいて、市民が互いの文化や多文化共生への理解を深め、ともに対等な構成員として地域づくりに参画するための環境づくりや、外国人市民に対するやさしい日本語や多言語による情報の提供と、日本語習得の支援や日本の社会・文化への理解の促進、また、外国人市民に対する円滑な行政サービスの提供や、多文化共生を推進するための体制づくりなどを行います。

(3) 自治会・ボランティア・NPO・企業等との連携

多文化共生の推進のためには、地域において市民に最も身近な存在である自治会、日本語学習の支援を行っているボランティア団体、多文化共生についてのノウハウを持っているNPO等、及び外国人市民が就労している企業など、様々な主体が、行政や各種関係機関とともに積極的に連携・協働・意見交換を図っていくことが必要です。

多様な担い手が、互いの考えや知識を持ち寄り、また協力し合うことで、多文化共生への理解も深まり、さまざまな取組にもつながっていきます。

5. 多文化共生モデル地区について

(1) 多文化共生モデル地区を設定する目的

本市では、外国人市民が集住し、地域で多文化共生に取り組んできた笹川地区を、多文化共生モデル地区として位置づけ、「外国人市民も日本社会に適応し、地域の構成員として参画するまちづくり」を目指して重点的に取り組んでいます。

笹川地区での取組の成果を、本市における多文化共生の施策等として、全市的に波及させていきます。

(2) 笹川地区の現状

1- (1) で述べたとおり、本市の外国人市民のうち、約20%に当たる約1,500人が、笹川地区に居住しており、特に独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）賃貸住宅や県営住宅に集住しています。

笹川地区では、外国人市民が地区人口の約15%を占めており、全国的に見ても高い比率

となっています。[図5参照] 国籍は、ブラジルやペルーなど南米系が約9割を占めています。

笹川地区においては、ブラジルを始めとする南米という同一の文化的背景を持つ外国人市民が集住していることから、日本語を使わなくても生活できる環境が存在します。

このことが、外国人市民が日本語を習得し日本の社会・文化を理解することや、日本人市民と積極的な交流を行う上で障壁の一つとなっており、笹川地区では、外国人市民の地域づくりへの参画や子どもの教育などについて、より重点的な取り組みが必要となっています。

(3) 多文化共生サロンについて

本市では、平成16年(2004年)10月に、モデル地区である笹川地区において、住民に身近な場所で多文化共生を推進する拠点施設として、「四日市市国際共生サロン」を設置し、平成18年(2006年)4月からは、指定管理者による管理運営としました。

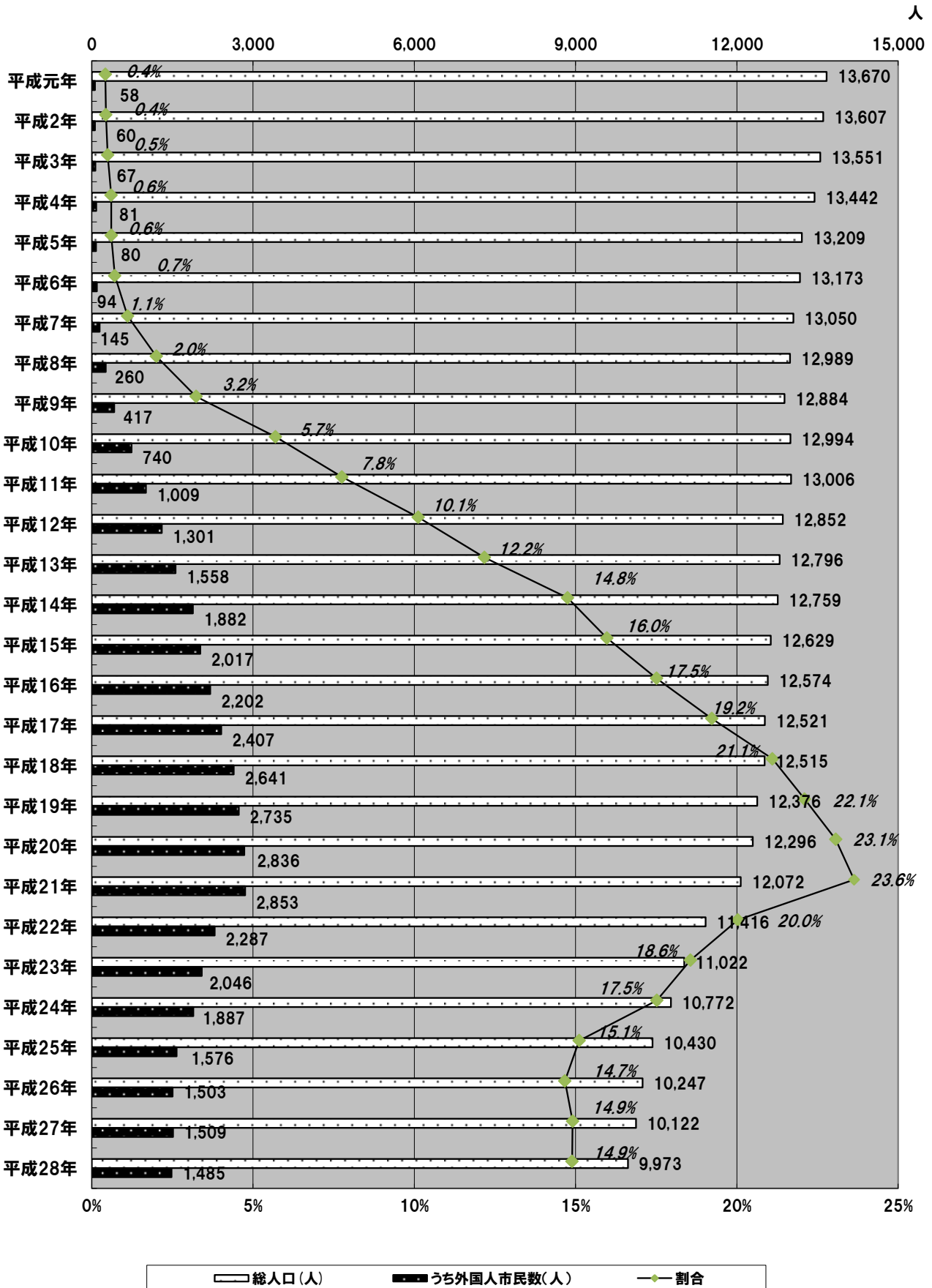
平成26年(2014年)4月には指定管理から市の直営として、名称を「四日市市多文化共生サロン」と改め、地域住民との連携をより密接に行えるようにするとともに、それまで四郷地区市民センターに配置していた多文化共生モデル地区担当コーディネーター(以下、多文化共生コーディネーターという)をサロンに直接配置し、地域により身近な場所で、現状や課題を迅速に把握し、柔軟な対応や活動ができるようにしました。

多文化共生サロンでは、笹川地区に住む日本人市民と外国人市民との交流や、外国人市民の日本の社会や文化に対する理解の促進、地域におけるコミュニケーションに必要な日本語の習得の支援などを目的とした活動を行っています。

また、多文化共生コーディネーターが、多文化共生サロンを拠点として、戸別訪問等により、外国人市民のニーズ・生活実態や地域課題等の把握、外国人市民の地域活動への参画の働きかけなどを行っています。

今後は、引き続き自治会をはじめとする地域団体や関係団体等と連携しながら、外国人市民の地域活動への参画をさらに促進していくとともに、日本人市民と外国人市民の相互交流や地域づくりの場をより充実させるため、多文化共生のための新しい拠点の整備について検討していきます。

〔図5〕 笹川地区の外国人人口推移 <※各年3月末日現在>



第4章 多文化共生に向けた取り組み

基本の柱 I 多文化共生の地域づくり

多文化共生の意識づくりや、外国人市民も日本人市民とともに参画する地域づくりを促進します。

I- (1) 多文化共生の意識づくり

☆市民の人権尊重の意識づくりを図る

国籍や民族の違いによらず、全ての市民の人権が尊重されることが、暮らしやすい社会の実現につながります。外国人市民に対する差別や偏見は、なくしていかなければいけません。

☆文化の多様性を尊重し、共生への理解を促進する

多文化共生の推進のためには、日本人市民と外国人市民が互いの違いを理解し合い、同じ地域社会の一員として対等な関係を築くという意識を持つことが必要です。多様性への配慮や対応が、一人ひとり異なる状況や考え方を持つ全ての市民が満足できるまちづくりにつながります。

☆住民同士の顔が見える関係づくりを図る

多文化共生の地域づくりのためには、日本人市民と外国人市民が同じ地域の住民として、あいさつや、様々な地域行事などに共に参画すること等を通じて、普段からお互いに「顔の見える関係」を築いていくことが大切です。多様な文化的背景を持つ外国人市民との「顔の見える関係」づくりは、地域社会の活性化にもつながります。

全市における取組

①主な取組

多文化共生講演会の開催等を通じて、多文化共生についての啓発を行っています。

また、市内各所で行われている日本語教室に、市民がボランティアとして参加することで、日本語教室が、日本語の学習だけでなく、互いに顔の見える関係につながる交流の場となっています。

一方、四日市国際交流センターにおいては、日本人市民に外国の文化等に触れる機会を提供するための外国語講座や、日本人市民と外国人市民がお互いの文化等を理解するための国際理解講座・日本文化理解講座などを開催しています。

今後は、各地区に居住している外国人市民が、さらに地域社会とのつながりを持つことができるよう、外国人コミュニティ等とも連携して、多文化共生に関するイベントを開催するなど、交流の機会の提供を図っていきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課
I 多文化共生の地域づくり	①市民の人権尊重の意識づくりを図る	人権フェスタの開催	市民とともに人権教育の充実と実践力の向上を進めていくため、市民向け人権教育・啓発の全市的な場とする。講演会、人権擁護委員による相談会、人権に関する団体、企業、行政等による展示等を実施する。	人権センター
		多文化共生講演会の開催	国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いを認め、日本人市民も外国人市民も尊重し合って共に暮らしやすい社会の実現に向けて住民が理解を深めるため、多文化共生講演会を開催する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
	(1)多文化共生の意識づくり ②文化の多様性を尊重し共生への理解を促進する	日本文化、国際理解講座の開催	四日市国際交流センター等において、日本文化理解講座、国際理解講座等を開催する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		外国語講座の開催	四日市国際交流センターにおいて、日本人市民に外国の文化等に触れる機会を提供するため、外国語講座を開催する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		多文化共生に関する出前講座の開催	地域等において多文化共生に関する出前講座を開催し、市民の多文化共生への理解を促進する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		多文化共生イベントの開催【新規】	四日市国際交流センター等において、外国人市民コミュニティ等とも連携して、多文化共生イベントを開催する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		広報よっかいち、市政情報等提供番組などによる啓発	広報よっかいちの特集記事や、市政情報等提供番組などで多文化共生を取り上げる。	広報広聴課
		市職員研修	市職員の多文化共生理解を促進する研修(階層別研修)を実施する。また、国際文化アカデミー(全国市町村国際文化研修所)研修へ担当職員を派遣し、資質の向上を図る。	職員研修所
③住民同士の顔が見える関係づくりを図る	外国人コミュニティ等との連携【新規】	地域行事等への外国人市民の参加を促進するため、外国人コミュニティ等を通じて参加を呼びかける。また、情報提供等により外国人コミュニティ等の地域行事等への参画を支援していく。	市民生活課 (多文化共生推進室)	

モデル地区における取組

①主な取組

外国人市民が集住する笹川地区においては、日本人市民と外国人市民が互いに顔の見える関係をつくるきっかけの場として、笹川地区協議会・笹川連合自治会等により「ふれあい春まつり」「ふれあい夏まつり」等が開催されています。

また、多文化共生サロンでは、日本人市民と外国人市民の日常的なふれあいの場として、書道や陶芸など、日本人市民と外国人市民が共に学び、交流するための定期的な講座等を開催しています。

今後は、国籍や民族などにかかわらず、全ての住民が、ともに対等な地域社会の一員であるという意識を持つために、さらに幅広い範囲の人たちが交流に参加できるよう、講座等の内容の充実や工夫を図っていきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課	
I 多文化共生の地域づくり	(1)多文化共生の意識づくり	②文化の多様性を尊重し共生への理解を促進する	多文化共生講座の開催 ブラジルをはじめとする南米諸国等の文化や母語を中心に、地域住民に異文化を理解してもらえる講座を開催する。	四郷地区市民センター	
		③住民同士の顔が見える関係づくりを図る	地域における交流・共生事業との連携	住民同士が互いに顔の見える関係を築けるよう、笹川ふれあい春まつり、夏まつり等、地域が主催する多文化共生事業と連携を強化していく。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			ふれあい講座の開催	外国人市民と日本人市民とが日常的にふれあえるよう、定期的な文化講座等を開催し、互いの交流や親睦を深める機会を提供する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			生活講座の開催	外国人市民が日本で生活する上で有効な知識等を習得し、実際の暮らしに活用できるよう、講座を実施する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			各行事への協力・市民への啓発	笹川地区における各行事への、笹川地区在住の外国人市民の参加を支援する。	四郷地区市民センター
			多文化共生拠点施設の整備の検討	多文化共生モデル地区である笹川地区において、日本人市民と外国人市民の相互交流や、多文化共生のまちづくりの拠点となる施設の整備を検討する。	市民生活課 (多文化共生推進室)

I-2) ともに地域づくりに参画する

☆多文化共生を進める人材の発掘・育成を行う

多文化共生の中心的な役割を担うのは市民です。日本語学習支援や、多文化共生事業等にかかわるボランティアは、地域での共生を進める上で外国人市民と日本人市民をつなぐ重要な役割を担うサポーターでもあることから、海外在住経験等のある人なども含め、幅広く市民ボランティアの育成・支援を行っていきます。

また、外国人市民の中から、将来の地域活動の核となる人材を発掘し、育成していきます。

☆外国人市民も自立して地域社会の一員として活躍できる環境づくりを進める

同じ地域に暮らす生活者として、外国人市民も日本人市民と同様に様々な地域活動に参画し、地域社会の担い手として活躍することが望まれます。

自治会は、地域づくりの核ともいえる重要な役割を果たしています。しかしながら外国人市民の中には、母国に類似の組織がないなど、自治会そのものになじみがない人も多いのが現状です。このため外国人市民に対して、自治会の活動内容や重要性についての啓発を進める等、地域において、日本人市民と外国人市民がともに地域活動に参画し、全ての市民が能力を十分に発揮できるような環境づくりを図っていきます。

☆外国人市民の意見を市政に反映できる仕組みを作る

外国人市民が参加する懇談会等の開催や、外国人コミュニティとの意見交換・情報共有など、外国人市民から直接、意見を聞く機会を充実させ、様々な取組に反映できるような仕組みづくりを進めます。

全市における取組

①主な取組

多文化共生を進める人材の育成については、市民ボランティア相互の交流と情報共有を進めるため、市内各所で行われているボランティアによる日本語教室のネットワーク会議を定期的に開催し、教室間の意見交換や情報共有等の機会の充実を図っています。

今後は、海外在住経験等がある日本人市民や、日本語や日本の社会・文化に通じている外国人市民等、複数の言語や文化に理解を持つ市民に、日本語学習の支援や多文化共生に関する講座等に協力してもらうなど、新たなボランティアの発掘と活躍の場の提供に努めていきます。

また、外国人市民の地域活動等への参画機会を増やすためには、効果的に情報を伝える必要があることから、本庁舎1階で実施している外国人市民向け生活オリエンテーション等において、情報提供や、地域活動の必要性等についてのさらなる啓発等を行っていきます。

外国人市民の意見を直接聞く場としては、引き続き多文化共生推進市民懇談会等を開催し、多文化共生を進める上での課題や取組について、外国人市民の参加も得て、意見交換等を行うほか、様々な機会を捉えて、外国人コミュニティ等と積極的に意見交換や情報共有等を行っていきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課	
I 多文化共生の地域づくり	(2)ともに地域づくりに参画する	①多文化共生を進める人材の発掘・育成を行う	日本語学習ボランティアネットワーク会議の開催	ボランティアによる日本語教室間の情報交換等を行い、連携を強化するため、定期的にネットワーク会議を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			海外在住経験のある人材等の発掘と活用による多文化共生意識の啓発【新規】	海外在住経験等のある日本人市民や、日本語や日本の社会・文化への理解が深い外国人市民に、日本語学習の支援や異文化理解に関する講座の講師など、多文化共生にかかわるボランティア等として活躍してもらえるよう、人材の発掘と活用を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課	
I 多文化共生の地域づくり	(2)ともに地域づくりに参画する	②外国人市民も自立して地域社会の一員として活躍できる環境づくりを進める	外国人市民向け生活オリエンテーションの実施	市役所1階市民課前において、行政サービスやゴミの出し方などの生活上のルール、地域活動の必要性、防災に関する知識、日本語学習の必要性など、生活に必要な情報について、主にポルトガル語でオリエンテーションを行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			外国人市民向け情報提供事業	外国人コミュニティ等を通じて、外国人市民が必要とする情報を収集し、本市が提供する行政やその他生活上必要なサービス等の情報と併せて、四日市国際交流センターのホームページ上で提供する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		③外国人市民の意見を市政に反映できる仕組みを作る	多文化共生推進市民懇談会・多文化共生推進協議会の開催や外国人コミュニティ等との意見交換等	外国人市民や関係機関との意見交換及び連絡調整のための会議を開催する。 また、外国人コミュニティ等と意見交換や情報共有等を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)

モデル地区における取組

①主な取組

外国人市民の地域活動への参画を促し、将来の地域活動の核となる人材を発掘し育成するために、笹川地区地域づくりサポーター養成講座等を引き続き実施していきます。

また、多文化共生コーディネーターが戸別訪問等を行い、外国人市民の生活実態やニーズを把握するとともに、地域活動への参画や、自治会への加入等をより一層促していきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課	
I 多文化共生の地域づくり	(2)ともに地域づくりに参画する		外国人市民の中で将来の地域づくりの核となる人材を育成するため、また、外国人市民が積極的に地域活動に参画できるきっかけづくりとして、地域活動等について学ぶとともに、夏祭りなど地域活動の実体験を通じた講座を開催し、修了者を地域づくりサポーターとして登録する。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
		①多文化共生を進める人材の発掘・育成を行う	地域づくりジュニアサポーター養成講座の開催【新規】	笹川地区の外国人中学生等を対象に、地域づくりに関する座学講座と、実際に地域活動に参画する実地講座を実施し、修了者を地域づくりジュニアサポーターとして登録して、若年層の外国人市民の地域づくりへの参画につなげていく。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			外国人市民向け防災セミナーの開催	地元自治会等関係団体と連携し、住民同士の共助の必要性についての理解を深め、外国人市民の防災意識の向上を図るため、実践的な内容の訓練を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		②外国人市民も自立して地域社会の一員として活躍できる環境づくりを進める	多文化共生モデル地区担当コーディネーターの活動	多文化共生サロンに多文化共生モデル地区担当コーディネーター2名を配置し、地域の現状や課題の迅速な把握に努めるとともに、日本人市民と外国人市民の日常的な交流の取組を進めていく。また、外国人世帯を各戸訪問し、自治会加入や地域活動への参加を促すとともに、外国人市民の実態やニーズの把握を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)

外国人市民に対し、行政やその他生活上必要なサービスの情報提供や生活相談の対応、日本の社会や文化の理解促進ならびに日本語学習の支援を行います。

Ⅱ－(1) いつでも情報が手に入る、気軽に相談できる

(やさしい日本語や多言語による情報提供と相談体制の充実)

☆行政やその他生活上必要なサービスの情報を確実に提供する

日本語が十分理解できない外国人市民が、「言葉の壁」が原因で孤立することを防ぎ、地域社会で安心して暮らせるよう、生活上必要な情報をやさしい日本語^{*}や多言語により提供していきます。

☆行政窓口や相談窓口での通訳・翻訳対応を行う

市役所の窓口等において、外国人市民に対しても日本人市民と同じように行政情報や行政サービスを確実に提供するために、通訳・翻訳職員を適切に配置していきます。

☆外国人市民のための相談窓口を提供する

外国人市民には、日本で生活していく上で、言葉や制度、文化の違いなど、様々な壁が存在します。外国人市民が安心して暮らせるように、困りごとを気軽に相談できる窓口を提供します。

全市における取組

① 主な取組

多言語等による情報の提供については、外国人市民向け生活オリエンテーションにおける、主にポルトガル語での行政サービスに関する情報提供等のほか、市ホームページの多言語化、ポルトガル語版広報の発行等を引き続き行っていくとともに、ソーシャルメディアの活用など、情報提供のさらなる充実に努めます。

また、市民生活課に通訳職員を配置し、市役所窓口における通訳や、手続き書類・通知などの翻訳についても対応していきます。

通訳にあたっては、本市が策定した「通訳のガイドライン」に基づいて、外国人市民に対し適正な範囲の通訳を行うよう、通訳職員等研修を定期的実施し、通訳者としての役割と責務を身につける取り組みを進めていきます。

一方で、本市内に在住する外国人市民の言語・国籍は多岐にわたり、通訳が対応できないケースもあることから、職員がやさしい日本語を用いて、通訳を介さずに外国人市民とコミュニケーションが図れるよう、窓口職員等を対象に、やさしい日本語の研修を

行っています。

今後は、地域等においても、日本人市民と外国人市民のコミュニケーションを活性化するため、やさしい日本語のさらなる普及を図っていきます。

また、外国人市民のための相談窓口については、四日市国際交流センターにおいて、職員が外国人市民の生活相談に応じているほか、行政書士による無料行政相談や、弁護士による無料法律相談を定期的実施しており、さらに、配偶者等からの暴力（DV）など、緊急性の高い相談を必要とする外国人市民に対しては、適正に相談が受けられるよう、生活オリエンテーションや多文化共生サロン、外国人コミュニティ等において、男女共同参画センターや児童相談所等、専門の相談窓口の周知に努めていきます。

※やさしい日本語とは、一つの文を短くしたり、日常生活の中でよく使う身近な表現に置き換えるなど、誰にでも分かりやすいように配慮した、平易な日本語のことです。

②取組一覧

基本の柱	目指す取り組みの方向	実施事業	事業概要	担当課	
II 円滑なコミュニケーションづくり	(1)いつでも情報が手に入る、気軽に相談できる	①行政やその他生活上必要なサービスの情報を確実に提供する	外国人市民向け生活オリエンテーションの実施(再掲)	市役所1階市民課前において、行政サービスやゴミの出し方などの生活上のルール、地域活動の必要性、自治会の概要、防災に関する知識、日本語学習の必要性など、生活に必要な情報について、主にポルトガル語でオリエンテーションを行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			多言語による生活ガイドブックの発行	外国人市民向けの生活ガイドブックを多言語で発行し、行政情報の提供を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			外国人市民向け情報提供事業(再掲)	外国人コミュニティ等を通じて、外国人市民が必要とする情報を収集し、本市が提供する行政やその他生活上必要なサービス等の情報と併せて、四日市国際交流センターのホームページ上で提供する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			FMよっかいち「ALO!YOKKAICHI」の放送	FMよっかいちにて、毎週土曜日19:54から5分間、ポルトガル語による生活情報やイベント情報などを放送する。	広報広聴課
			広報よっかいちポルトガル語版の発行及びホームページへの掲載	広報よっかいちのポルトガル語版を、南米系外国人市民が集住する地区の学校などを通じて配付するとともに、ホームページへ掲載する。	広報広聴課
			四日市市ホームページの多言語化	四日市市ホームページにポルトガル語・スペイン語・中国語・英語への自動翻訳機能を付加する。	広報広聴課
			外国公館や国際協力機関等と連携した情報提供等の実施	移動領事館の開催等について、場所の提供や広報等において協力する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			(2)行政窓口や相談窓口での通訳・翻訳対応を行う	②行政窓口や相談窓口での通訳・翻訳対応を行う	通訳翻訳職員の配置ほか
DVなど緊急時通訳派遣	DV等、緊急性の高い相談について、ポルトガル語・スペイン語の通訳を派遣するとともに、それ以外の言語については三重県国際交流財団と連携して通訳の派遣を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)			

基本の柱	目指す取り組みの方向		実施事業	事業概要	担当課
Ⅱ 円滑なコミュニケーションづくり	(1)いつでも情報が手に入る、気軽に相談できる	②行政窓口や相談窓口での通訳・翻訳対応を行う	やさしい日本語の普及促進	通訳を介さずに外国人市民とのコミュニケーションを図るため、市の窓口職員等に対し、やさしい日本語を用いた窓口対応等の研修を行う。また、地域等においても、住民同士のコミュニケーションを活性化させるため、やさしい日本語の普及促進に努める。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			通訳等職員研修の実施	通訳における基本的な心得やサービス内容について規定した本市の「通訳のガイドライン」に基づいて、外国人市民の日本語学習意欲を阻害しないよう、適正な範囲の通訳を行うとともに、外国人市民の日本語習得や日本の文化・社会への理解を促すよう、通訳等職員研修を実施する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			国際交流センターにおける生活・行政相談	四日市国際交流センターにおいて、外国人市民を対象に、医療、教育、ビザ手続きなどについて、面談や電話による相談事業を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)

モデル地区における取組

①主な取組

笹川地区には外国人市民が集住しており、日本語を使わなくても生活できる環境があります。そうした状況の中で、外国人市民の日本語学習意欲を高めるよう、窓口対応等において、外国人市民の日本語能力を見極めながら、誰にでもわかりやすい、やさしい日本語を活用するよう取り組んでいきます。

一方で、四郷地区市民センターに生活相談員を引き続き配置して、外国人市民の生活相談等に応じていくほか、生活に必要な行政サービス等の情報を確実に提供するため、センターだより等、紙面による情報発信を進めていきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取り組みの方向		実施事業	事業概要	担当課
Ⅱ 円滑なコミュニケーションづくり	(1)いつでも情報が手に入る、気軽に相談できる	②行政窓口や相談窓口での通訳・翻訳対応を行う	多文化共生サロンにおける行政窓口案内等の実施	多文化共生サロンにおいて、行政サービスに関する問い合わせに対し、担当窓口の案内を行う。また、生活する上で必要な情報について、案内、助言する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			やさしい日本語の普及促進(再掲)	通訳を介さずに外国人市民とのコミュニケーションを図るため、市の窓口職員等に対し、やさしい日本語を用いた窓口対応等の研修を行う。また、地域等においても、住民同士のコミュニケーションを活性化させるため、やさしい日本語の普及促進に努める。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			四郷地区市民センターにおけるポルトガル語・スペイン語による生活相談事業及び集住地区広報等の多言語化	四郷地区市民センター窓口におけるポルトガル語・スペイン語での生活相談業務、地域社会づくりの補助業務等を行うことを目的として、嘱託職員を配置し、対応を行う。(ポルトガル語・スペイン語によるセンターだよりの配布、窓口での受付・相談業務、四郷地区ホームページでのポルトガル語・スペイン語による情報提供、その他各種行事等のチラシ、ポスター等のポルトガル語・スペイン語への翻訳)。	市民生活課

Ⅱ－(2) 日本のことを知る、日本語を聞く・書く・話す

(日本語学習と日本の社会・文化に対する理解の促進)

☆外国人市民に対する日本語学習の意識づけや日本語学習機会の提供を行う

外国人市民が日本において自立して生活していくためには、日本語を習得することが不可欠です。また、外国人市民が日本語を習得することは、居住している地域等において日本人市民とコミュニケーションをする際にも非常に重要です。外国人市民と日本人市民が相互の理解を深め、地域で安心して暮らしていくために、外国人市民の日本語習得を支援します。

☆外国人市民の日本の社会・文化についての理解を促進する

外国人市民が、日本人市民と対等な地域社会の構成員としてともに生活していくためには、日本語の習得に加え、日本の社会や文化、生活習慣などを十分に理解することが必要です。外国人市民の、日本社会のルールや文化等についての理解を促進していきます。

☆日本語の学習等を通じて日本人市民と外国人市民の相互理解や交流を深める

外国人市民にとって、地域で開かれている日本語教室は、仕事以外で日本社会とつながる重要な接点の一つです。日本語教室を、日本語の学習のみにとどまらず、日本人市民と外国人市民が「顔の見える関係」を築き、相互理解や交流の場としていくよう、より一層取り組んでいきます。

全市における取組

①主な取組

外国人市民の日本語習得の促進については、市民ボランティアによる日本語教室に対して、教材や活動場所の提供等の支援を行うとともに、ボランティアを対象とした研修を定期的で開催して、学習者のレベルに応じた適切な日本語学習支援の充実を図っていきます。

また、外国人市民向け生活オリエンテーションにおいて、日本語習得の必要性や日本における生活上のルール等についてより一層の啓発を進めていくほか、外国人市民の、日本の社会・文化への理解促進のために、四日市国際交流センター等において、日本文化理解講座等を開催していきます。

今後は、全市共通の学習レベルチェックシートの活用等、日本語学習支援のための仕組みづくりに取り組むとともに、各日本語教室のボランティア・学習者が幅広く参加できる交流会や学習発表会を開催する等、日本語学習を通じた日本人市民と外国人市民の交流の促進を図っていきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取り組みの方向	実施事業	事業概要	担当課	
II 円滑なコミュニケーションづくり	(2)日本のことを知る、日本語を聞く・書く・話す	ボランティア日本語教室への支援	ボランティア団体が実施する日本語教室に対して、教材の提供等、必要な支援を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
		日本語学習ボランティア研修の開催	日本語学習ボランティアを対象に、学習者の日本語能力等を適切に把握する方法等を学び、学習者の能力や目標に応じた学習支援を行うためのボランティア研修を開催する。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
		日本語学習ボランティアネットワーク会議の開催(再掲)	ボランティアによる日本語教室間の情報交換等を行い、連携を強化するため、定期的にネットワーク会議を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
		国際交流センターにおける日本語教室の実施	四日市国際交流センター等において、市民ボランティアの協力により、日本語教室を実施する。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
		日本語学習支援事業	学習者の日本語能力に加え、日本で生活する上で必要となる知識の有無についても判定できる全市共通のレベルチェックシートを作成し、各日本語教室において活用することで、学習者のレベルに応じた支援ができるよう、仕組みづくりに取り組んでいく。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
		就労に役立つ日本語習得の支援【新規】	日本語教室等において、受講者のニーズに応じて、資格の取得等、就労につながる日本語の学習支援を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
		「やさしい日本語」の普及促進(再掲)	通訳を介さずに外国人市民とのコミュニケーションを図るため、市の窓口職員等に対し、やさしい日本語を用いた窓口対応等の研修を行う。また、地域等においても、住民同士のコミュニケーションを活性化させるため、やさしい日本語の普及促進に努める。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
	①外国人市民に対する日本語学習の意識づけや日本語学習機会の提供を行う	外国人市民の日本語習得の促進等に関する企業等への働きかけ【新規】	公共職業安定所、三重県等とも連携し、外国人市民の就労先である企業等を訪問して、外国人市民の就労や日本語習得の状況等に関する聞き取りを行い、実態を把握するとともに、従業員の日本語学習等の促進について協力を求める。	市民生活課 (多文化共生推進室)	
		②外国人市民の日本の社会・文化についての理解を促進する	日本文化、国際理解講座の開催(再掲)	四日市国際交流センター等において、日本文化理解講座、国際理解講座等を開催する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			外国人市民向け生活オリエンテーションの実施(再掲)	市役所1階市民課前において、行政サービスやゴミの出し方などの生活上のルール、地域活動の必要性、防災に関する知識、日本語学習の必要性など、生活に必要な情報について、主にポルトガル語でオリエンテーションを行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
	③日本語の学習等を通じて日本人市民と外国人市民の相互理解や交流を深める	市内の日本語教室等による合同学習発表会・交流会の開催【新規】	市内の各日本語教室による合同学習発表会・交流会を開催し、各日本語教室の学習者・ボランティア間の幅広い交流の場を提供する。	市民生活課 (多文化共生推進室)	

モデル地区における取組

①主な取組

多文化共生サロンにおいて、外国人市民が自立した生活を営み、地域社会へ参画することを支援するため、多文化共生教室を実施し、地域におけるコミュニケーション等に必要な日本語や、日本の社会・文化等についての学習を支援するとともに、日本での暮らしに役立つ実用的な知識等について学ぶ生活講座等の充実を図っていきます。

今後も、多文化共生教室や生活講座等への外国人市民の新規参加者を増やしていく必要があることから、生活に役立つ実用的な課題や、防犯や子どもの教育など緊急性の高い課題について、地区内の学校等とも連携して講座等を実施するなど取り組んでいきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取り組みの方向	実施事業	事業概要	担当課	
Ⅱ 円滑なコミュニケーションづくり	(2)日本のことを知る、日本語を聞く・書く・話す	①外国人市民に対する日本語学習の意識づけや日本語学習機会の提供を行う	多文化共生サロン 多文化共生教室 (平成27年度まで日本語教室)	多文化共生サロンにおいて、日本人市民と外国人市民が交流を深め、互いに対等な構成員として地域社会に参画することを目的として、外国人市民の日本社会・文化への理解を促進し、また、地域におけるコミュニケーション等に必要な日本語の学習を支援するとともに、地域住民同士の交流を通じて住民同士の顔の見える関係を築くため、ボランティアの参画等、市民との協働により、多文化共生教室を実施する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			地域社会の一員として豊かに暮らすための日本語教室	笹川地区の、就労等により昼間日本語教室等に通えない外国人市民に対して、日本語によるコミュニケーション能力を向上させるために、ボランティアによる夜間の日本語教室を実施する。また、住民同士の相互理解を深めるための交流の機会を提供する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			笹川子ども教室	教育委員会と連携し、日本語の指導が必要な子どもたち等、学習環境の整わない家庭の子どもたちを対象に、日本語能力の向上と日本社会・文化の理解促進、学習習慣を身につけるための学習支援に取り組む。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		②外国人市民の日本の社会・文化についての理解を促進する	生活講座の開催 (再掲)	外国人市民が日本で生活する上で有効な知識等を習得し、実際の暮らしに活用できるよう、講座を実施する。	市民生活課 (多文化共生推進室)

子育て、教育、労働、医療、保健、保険、年金、福祉、居住等の制度の周知と円滑な行政サービス等の提供とともに、防災等への意識の向上を図ります。

Ⅲー(1) 子どもたちの未来のために（子育て・教育）

☆乳幼児期の子どもたちへの支援

乳幼児期の、外国にルーツを持つ子どもたち^{*1}にとって、日本語や日本の文化・習慣に触れる機会は非常に大切です。保育園・幼稚園において、外国にルーツを持つ子どもたちや保護者が、日本語や日本の生活習慣、教育システム等を習得できるよう、取組を進めます。

☆就学等に関する支援

国籍を問わず、全ての子どもたちには、健やかに将来に希望を持って育つことができる環境が必要です。本市では、外国籍の子どもたち^{*2}が、市立の小中学校において、日本人の子どもたちと同一の教育を受ける機会を保障しています。

外国籍の子どもや保護者の就学意識を高め、子どもたちや保護者が、教育の重要性や日本の教育制度などについて理解を深めることができるよう、取組を進めます。

一方で、市内には、各種学校として認可されている朝鮮学校とブラジル人学校があり、母語に基づく教育を受けるために通学している子どももいることから、本市では、子どもたちの教育環境の向上のために補助金を交付して支援しています。両校では日本の学校および地域との交流も活発に行われており、地域社会における多文化共生の推進に寄与しています。

☆学校における日本語・教科等の学習と、キャリア形成に関する支援

外国にルーツを持つ子どもたちが、将来、日本社会で安定した就労等を得て、社会的・経済的に自立した市民として定住していくためには、日本社会でのキャリア形成が重要です。そのために、義務教育終了後、上級学校等に進学し、学び続けることができるよう、小中学校において、日本語と、教科の学習支援の取組等を行うとともに、早い時期から目標を持って学校生活を送れるよう、進学や将来の職業について、情報提供等の取組を進めます。

☆放課後の学びや居場所づくりに関する支援

放課後、日本語の指導が必要な子ども等を対象に、日本語学習や、学習習慣を身に付けるための支援を行うとともに、日本の社会・文化への理解を促進し、日本人の子どもたちと外国にルーツを持つ子どもたちが互いに交流し、ふれあうことができる多文化共生の場を提供していきます。

- ※1 外国にルーツを持つ子ども＝国籍に関わらず、父・母の両方、又はそのどちらかが外国出身である子ども。
 ※2 外国籍の子ども＝日本国籍以外の子ども。

全市における取組

①主な取組

乳幼児期の子どもたちについては、外国にルーツを持つ子どもが多い保育園に通訳職員を配置し、子どもや保護者と円滑にコミュニケーションが行えるよう、引き続き通訳や通知文書の翻訳等を行うとともに、子育てに関する情報提供等の充実に努めます。

幼稚園・小中学校においては、日本語の指導が必要な子どもたちに対して、適応指導員が、外国にルーツを持つ子どもたちにとって自らのアイデンティティと言える母語と母文化を尊重しながら、学校生活への適応や日本語の習得、教科学習等をサポートするとともに、外国にルーツを持つ子どもたちや保護者等を対象に、進学ガイダンスやキャリアデザイン講座を開催し、進学や将来の職業についての情報提供等の充実・強化を図っていきます。

また、外国籍の子どもたちの就学促進については、学校教育課と、市民課やこども保健福祉課など、住民登録や子どもへの手当を担当している部署等が連携して、就学していない児童等を把握し、就学につなげるよう努めていきます。

一方、中学校卒業後などに、進学も就労もしていない外国にルーツを持つ青少年については、進学や就職など、個々の相談に応じて、専門的な支援が受けられるよう関係機関と連携した取組を進めていきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課
Ⅲ ともに暮らしやすい生活環境づくり	(1)子どもたちの未来のために(子育て・教育)	保育園への通訳及び外国籍児童対応保育士の配置	保育園にポルトガル語・スペイン語通訳を配置する。 外国籍児童家庭支援対応保育士を配置する。	保育幼稚園課
		保育園・幼稚園に関する各種申請書・通知等の多言語化	外国人市民が内容を正確に理解できるよう、保育園・幼稚園に関する各種申請書・通知等を外国語(ポルトガル語・スペイン語等)に翻訳する。	保育幼稚園課
		①乳幼児期の子どもたちへの支援 保育・幼稚園巡回発達相談事業における通訳の派遣	「発達等に関する子どもの相談」において、保育園・幼稚園等を巡回支援員が訪問し、保護者・担任・関係各課との相談や、指導・助言等を行う中で、言語に係る課題か発達に係る課題か判断していくために、また、保護者に対して子どもの状況や今後の支援をより詳しく伝えていくために、必要に応じて通訳を派遣する。	こども保健福祉課 発達総合支援室
		就学前初歩日本語指導員の配置	就学前初歩日本語教室のために笹川中央幼稚園に指導員を配置する。	指導課
		②就学等に関する支援 外国籍の子どもたちの就学状況の把握	就学年齢にある外国籍の子どもたちについて、就学状況を定期的に調査し、就学していない子どもについては家庭訪問等を通じて保護者に就学を働きかける。	学校教育課
		就学に関する外国人市民への支援	学校入学時の就学案内(外国人保護者のための学校説明会開催含む)や、就学援助制度の情報提供(申請書翻訳を含む)を行う。	学校 学校教育課

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課
Ⅲ ともに暮らしやすい生活環境づくり	②就学等に関する支援	就学相談にかかる外国にルーツを持つ子どもへの対応	就学相談で保護者面接を行う際に、必要に応じて通訳を派遣する(中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語)。	教育支援課
		「就学相談の手引」の翻訳	「就学相談の手引」を多言語に翻訳する。	教育支援課
		外国人学校への支援	教材用消耗品や備品の購入、学校施設の修繕整備のために必要な経費を補助し、外国人学校で学習する子どもたちの教育環境の向上を図る。	教育総務課
	(1)子どもたちの未来のために(子育て・教育) ③学校における日本語・教科等の学習とキャリア形成に関する支援	初期適応指導教室「いずみ」	中部中学校に初期適応指導教室「いずみ」を設置し、日本語の初期指導(小学校低学年程度)、学校への適応指導、保護者へのオリエンテーションや相談対応を行う。また、「移動いずみ」として、適応指導員を日本語指導が必要な子どもの在籍校へ派遣し、在籍校での翻訳・相談等を支援するとともに、継続的な学習言語指導を行う。	指導課
		幼稚園・小中学校への適応指導員の配置	対応に必要な校園に適応指導員を配置する。	指導課
		高校進学ガイダンスの開催	市内全域の日本語指導が必要な小学校6年生と中学生およびその保護者を対象として、進学支援を目的としたガイダンスを行う。	指導課
		キャリアデザイン講座の実施【新規】	外国にルーツを持つ子どもたちが、将来、社会的・経済的に自立した市民として定住していくために、早い時期から目標を持って学校生活を送り、キャリア形成に役立てるため、また、日本人市民と外国人市民が多様性を尊重し共に働くことが社会に豊かさをもたらすことを理解するため、キャリアデザイン講座を開催する。	市民生活課 (多文化共生推進室) 指導課

モデル地区における取組

①主な取組

放課後、日本語の指導が必要な子どもたち等、学習環境の整わない家庭の子どもたちを対象に、自治会等地域関係者、ボランティア、市民文化部、教育委員会が連携して、日本語能力の向上や学習習慣の確立、日本の社会・文化への理解促進を目的とした、笹川子ども教室を開催しています。

笹川子ども教室においては、引き続き、ボランティアミーティングを充実し、学習支援ボランティアが学習支援員(教員 OB)の助言を受けやすくするほか、子どもたちがより効果的に学習を積み重ねることができるよう、より充実した教室とするための仕組みづくりを進めています。

また、笹川地区内の保育・幼稚園、小中学校には、通訳・適応指導員を配置して、外国にルーツを持つ子どもや保護者との円滑なコミュニケーションが行えるよう、引き続き取り組んでいきます。

一方、多文化共生サロンにおいては、中学校卒業後などに、不就学・不就労となっている、外国にルーツを持つ青少年について、本人や保護者からの相談に応じて、専門的な支援を行っている機関等と連携して支援を行っています。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課
Ⅲ 生と活 環境に 暮ら づくり しやすい	(1)子どもたちの未来のために(子育て・教育) ④放課後の学びや居場所づくりに関する支援	笹川子ども教室(再掲)	教育委員会と連携し、日本語の指導が必要な子どもたち等、学習環境の整わない家庭の子どもたちを対象に、日本語能力の向上と日本社会・文化の理解促進、学習習慣を身につけるための学習支援に取り組む。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		学校支援地域本部推進事業(笹川子ども教室への支援)	県補助事業を活用し、教育的に不利な環境にある子どもたちを支援する。	人権・同和教育課
		多文化共生サロンにおける子ども対象の多文化共生教室(平成27年度まで日本語教室)	外国にルーツを持つ子どもを対象とした日本文化理解、日本語等の講座を実施する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		多文化共生サロンにおける不就学・不就労の青少年の進路・就労相談	中学校卒業後などに、不就学・不就労の状態にある青少年やその保護者からの相談に応じて、専門的な支援を行っている機関等と連携して進路や就労に関する支援を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)

Ⅲー(2) 安心して働くために(雇用・労働)

☆外国人市民の就労環境に関する支援を行う

外国人市民が、日本人市民と対等な構成員として地域社会に参画していくためには、生活の安定が必要です。外国人市民が安定した就労等を得られるよう、公共職業安定所(ハローワーク)をはじめとする関係機関と連携した取組を行うとともに、企業等における外国人従業員に対する日本語教育や、日本の社会・文化の理解促進への協力・支援を行います。

また、外国人市民が、地域と世界をつなぐグローバル人材として活躍できる環境づくりに努めます。

全市・モデル地区における取組

①主な取組

外国人市民の就労状況等について、四日市公共職業安定所や四日市労働基準監督署、三重労働局等、関係機関と定期的に情報共有や意見交換を行っています。

また、外国人市民が安定した就労を得るためには日本語の習得が重要であることから、三重県や近隣の市町とも連携し、外国人市民の就労先である企業等を訪問するなどして、外国人従業員の日本語習得の促進等について、企業等のさらなる理解や協力を求めています。

さらに、四日市人権啓発企業連絡会*等を通じて、企業に多文化共生に関する講演会等への参加を呼びかけたり、市内のボランティアによる日本語教室の一覧を配布する等、外国人市民の適正雇用や日本社会への適応促進等について、より広く啓発や働きかけを行っています。

一方、本市で学ぶ外国人留学生については、卒業後、国内で就労するケースも多いことから、地元企業を留学生に紹介するバスツアー等を実施しています。

今後は、本市で育った外国人市民や、本市で学ぶ留学生が、日本と母国の言語や社会・文化に通じ、多様な価値観や異なる文化に対する高い理解力を有することなどを活かして、将来、地域と世界を結ぶグローバル人材として成長できるよう、環境づくりを進めていきます。

※四日市人権啓発企業連絡会

企業の立場から、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、部落差別、障害者差別、外国人差別、女性差別などあらゆる差別を無くすために、企業が相互に連携して啓発活動に取り組んでいます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課	
Ⅲ ともに暮らしやすい生活環境づくり	(2)安心して働くために(雇用・労働)	外国人市民の就労環境に関する支援を行う	公共職業安定所等関係機関との連携	四日市公共職業安定所が開催する外国人労働者に関する連携会議に出席し、現状把握及び情報共有に取り組む。	市民生活課 (多文化共生推進室) 商工課
			外国人市民の就労先である企業・団体等への働きかけ(再掲)【新規】	公共職業安定所、三重県等とも連携し、外国人市民の就労先である企業等を訪問して、外国人市民の就労や日本語習得の状況等に関する聞き取りを行い、実態を把握するとともに、従業員の日本語学習等の促進について協力を求める。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			外国人就労・定着支援研修への協力	厚生労働省が主催する外国人就労・定着支援研修に対し、広報等において協力する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			就労に役立つ日本語習得の支援(再掲)【新規】	日本語教室等において、学習者のニーズに応じて、資格の取得等、就労につながる日本語の学習支援を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			県、商工会議所等と連携した外国人市民の適正雇用や日本社会への適応促進などに向けた働きかけ	県、商工会議所、四日市人権啓発企業連絡会等と連携して、企業等を対象とした啓発セミナーを開催するなど、外国人市民の適正雇用等を働きかける。	市民生活課 (多文化共生推進室) 商工課
			外国人留学生のインターンシップ受け入れ事業【新規】	国際的な人材の確保を推進することにより、市内産業の強化及び活性化を図るため、外国人留学生のインターンシップを受け入れる市内中小企業者(製造業者)に対し、その経費の一部を支援する。	商工課
			外国人留学生企業訪問事業【新規】	市内中小企業(製造業者)の海外展開を促進するとともに、国際的な人材確保の支援を行うため、また外国人留学生の地元企業への就職意欲を高めるため、外国人留学生による市内企業訪問事業を実施する。	商工課

Ⅲ－(3) 安心して生活するために

(医療・保健・保険・年金・福祉・居住等)

☆生活にかかわる各種制度等の情報をやさしい日本語や多言語により提供する

外国人市民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語により、各種制度の周知や情報提供等を行います。

☆窓口等において相談内容に応じた適切な対応や手続き等を行う

言葉や制度、文化などの違いが、行政サービス等を提供する上での障壁にならないよう、市役所の各部門の窓口等において、相談内容に応じた適切な対応や手続き等を行います。

全市・モデル地区における取組

①主な取組

医療や保健、保険、年金、福祉など、生活にかかわる各種制度等について、外国人市民も日本人市民と同様に、行政やその他生活上必要なサービスを適正に受けられるよう、本市からの通知や手続き書類等の多言語化や、窓口における必要に応じた通訳対応等を通じて、相談内容に応じた適切な対応や手続き等を行っていきます。

また、居住に関しては、外国人市民のほか、障害のある人、高齢者等も含めた民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、三重県や、関係するNPO、不動産仲介事業者等とともに、本市も参画する三重県居住支援連絡会を通じて、民間賃貸住宅相談会の開催等に引き続き取り組んでいきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課	
Ⅲ ともに暮らしやすい生活環境づくり	(3)安心して生活するために(医療・保健・保険・年金・福祉・居住等)	①生活に関わる各種制度等の情報をやさしい日本語や多言語等で提供する	通訳翻訳職員の配置ほか(再掲)	行政の窓口において正確に情報を伝えるため、ポルトガル語・スペイン語対応の臨時職員を各1名配置するなど、多言語による行政情報の提供を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		②窓口等において相談内容に応じた適切な対応や手続き等を行う	市立四日市病院における医療通訳の配置	日本語を理解できないポルトガル語を母国語とする患者が安心して医療を受けられるよう、ポルトガル語の医療通訳者を配置する。(週3日、火曜日・水曜日・金曜日)	市立四日市病院総務課
			検診事業に関する文書の多言語化	成人検診事業に関する文書(検診票、広報お知らせ等)の翻訳(ポルトガル語、スペイン語)を行う。	健康づくり課
			結核患者支援の際の通訳派遣	感染症法に基づき感染拡大防止のために必要な措置及び治療完遂のための支援に関して、理解が得られるように通訳を派遣し安心して治療を受けられるよう支援する。	保健予防課
			生活衛生事業における指導・啓発時の多言語での対応	食品、薬事、その他生活衛生の営業許可申請時や相談時において、外国語資料を活用したり、通訳にて対応を行う。	衛生指導課

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課
Ⅲ ともに暮らしやすい生活環境づくり	(3)安心して生活するために(医療・保健・保険・年金・福祉・居住等)	母子保健・予防接種事業に関する文書の多言語化	母子保健・予防接種事業に関する文書の外国語訳(ポルトガル語・スペイン語・英語)作成、日本語併記版母子健康手帳の交付(8か国語)。	こども保健福祉課
		国民健康保険料に関する多言語での対応	・国民健康保険料の納付承諾関係の書類、滞納関係の通知書類を多言語化する。 ・国民健康保険料滞納整理で外国人市民宅訪問時に、適宜「指差しシート」を使用、不在時には外国語の不在票を投函若しくは郵送する。 ・「国保のしおり・よっかいち版」の概要を4か国語に翻訳したものを制度説明資料として活用し、理解納得の上での適正な納付を図る。 ・特定健康診査の外国語版チラシ(ポルトガル語、スペイン語等)を作成し、地区市民センター、医療機関、対象者等に配布する。	保険年金課
		生活保護に関する多言語での対応	外国人市民が制度内容を理解し、適正に申請を行うために生活保護の手続き書類等をポルトガル語、スペイン語で作成する。	保護課
		在日外国人福祉給付金交付事業	在日外国人で、制度上年金の対象とならない高齢者・障害者を対象に、市単独事業として月額5,000円を支給。	障害福祉課
		あんしん賃貸支援事業	住宅確保要配慮者である外国人市民に対し、NPO等支援団体・不動産仲介事業者・関係機関等が連携し、入居を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸)の登録や居住に関する各種情報を提供する。また、相談会や、あんしん賃貸住宅協力店との意見交換会を行う。	都市計画課 市民生活課 (多文化共生推進室)
		市営住宅に関する多言語での対応	申込案内、入居手続き書類等の多言語対応や、窓口及び電話でのやさしい日本語による対応を行う。	市営住宅課
		近鉄四日市駅交通拠点化事業	平成23年度に立案した近鉄四日市駅公共サイン計画に基づき、近鉄四日市駅周辺において英語併記の案内版を設置する。	都市計画課 道路整備課
		JR四日市駅周辺活性化事業	平成25年度に立案したJR四日市駅公共サイン計画に基づき、JR四日市駅周辺において英語併記の案内版を設置する。	都市計画課 道路整備課
		個人市・県民税、軽自動車税に関する多言語化 納税に関する各種通知の多言語化	・個人市・県民税および軽自動車税の納税通知書に4か国語(ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語)の説明文書を同封する。 ・広報よっかいち(ポルトガル語版)及びFMよっかいち「ALO!YOKKAICHI」で軽自動車税及び市民税・県民税の納期限のお知らせをする。 ・督促状の案内文を多言語化(ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語)する。 ・市税の納付承諾関係の書類、催告書を多言語化したものを使用する。 ・窓口対応時に、適宜「指差しシート」を使用する。	市民税課 収納推進課
		証明書交付申請書等の多言語化	住民票の写し等・戸籍に関する証明書等・印鑑登録証明書の共通申請書を国際化に対応するため、ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語の4種類の申請書を作成するとともに、利便性の高い案内の提供を行う。	市民課
各種申請書の翻訳版の四日市市ホームページへの掲載	各種申請書や届出書、必要書類について使用頻度の高いものからホームページへ掲載する。	市民課		
住居表示・街区表示板取替え	ローマ字が併記された新しい街区表示板への取り替えを順次実施する。	市民課		

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課	
Ⅲ ともに暮らしやすい生活環境づくり	(3)安心して生活するために(医療・保健・保険・年金・福祉・居住等)	①生活に関わる各種制度等の情報をやさしい日本語や多言語等で提供する	ごみに関する多言語化 外国人市民がルールを理解し、日常生活に役立てることができるよう、ごみの出し方(ガイドブック)や収集日程表を4か国語(ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語)で作成する。	生活環境課	
		②窓口等において相談内容に応じた適切な対応や手続き等を行う	学校関係の健康診断等の文書の多言語化	健康診断関係文書の外国語訳(ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、タガログ語、タイ語)を行う。	学校教育課
			中学校給食事業	中学校給食関係文書の外国語訳(ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語)を行う。	学校教育課
			運動施設の案内表示の多言語化	外国人市民の利用者の多い運動施設における案内を外国語訳(ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語)で表示する。	スポーツ課
			外国語図書の収集	外国語の図書も利用してもらえるよう、各分野の外国語図書や雑誌を収集する。	図書館
			市立図書館利用案内の多言語化	生活や文化などの情報を入手できる図書館の利用をPRするため、図書館利用案内の外国語版(ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語)を作成する。	図書館

Ⅲ一(4) もしものときに備えて(防災・防犯・生活安全等)

☆外国人市民に対し、防災・防犯・生活安全等に関する取組を行う

いつ起こっても不思議ではないと言われている東海地震や東南海・南海地震などが発生すると、本市や近隣地域において大きな被害が生じると想定されています。

外国人市民の中には、大規模な地震を経験したことがない人も多いことから、災害時に適切な行動が取れるよう、災害に関する知識等の周知や防災訓練等への参加を促して、防災意識の向上を図っていきます。

また、災害時に外国人市民が必要な情報等を適切に得られるよう、やさしい日本語や多言語による情報提供の仕組みづくり等を進めます。

さらに、地域や警察と連携して、犯罪及び事故の防止に関する外国人市民の意識の向上を図り、防犯活動等への参画を促していくとともに、交通安全の実践のほか、消費者トラブルなど、生活の安全・安心に関わる周知・啓発に取り組んでいきます。

全市における取組

①主な取組

外国人市民に、災害に関する知識や共助の大切さ等を学んでもらうために、外国人コミュニティ等と連携・協働して、防災セミナー等を実施するなど、取り組みの充実を図っていきます。

また、外国人市民が、災害時に必要な情報を収集できないこと等が原因で孤立することを防ぐために一層の取組が必要であることから、外国語による防災ノート・緊急時の手引き等の配布や、やさしい日本語による防災情報のメール配信を行うとともに、災害

時における多言語等情報支援センターの仕組みづくり等について検討を進めます。

一方、防犯や生活安全等については、地域や警察のほか、外国人コミュニティ等とも連携して、出前講座等を開催するなど、防犯意識や交通安全の啓発、生活の安全・安心に関わる周知等に取り組んでいきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課
Ⅲ ともに暮らしやすい生活環境づくり	(4)もしものときに備えて(防災・防犯・生活安全等)に関する取組を行う	外国人コミュニティ等と連携した防災セミナー等の開催	外国人市民が災害時に的確な行動が取れるよう、防災意識の向上を図るため、外国人コミュニティ等と連携した防災セミナー等を開催する。	市民生活課 (多文化共生推進室) 危機管理室
		四日市市安全安心防災メールにおけるやさしい日本語による避難情報の配信【新規】	防災情報等を携帯電話やパソコンにメールで配信する四日市市安全安心防災メールにおいて、やさしい日本語による避難情報(避難準備情報・避難勧告・避難指示)の配信を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室) 危機管理室
		災害時における外国人市民に対する多言語等による情報支援の仕組みづくり【新規】	外国人市民が、情報が得られないことが原因で、災害時に適切な行動が取れなかったり、孤立することを防ぐため、多言語等による情報支援の仕組みづくりを行う。	市民生活課 (多文化共生推進室) 危機管理室
		外国人コミュニティ等と連携した防犯や生活安全等に関する出前講座等の開催	外国人コミュニティ等と連携して、防犯・交通安全及び生活安全に関する出前講座等を開催し、防犯意識の啓発や消費者トラブルなどに対する注意喚起等を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)

モデル地区における取組

①主な取組

笹川地区においては、ポルトガル語・英語の防災ノート等も活用しながら、外国人市民向け防災セミナーを引き続き開催し、災害発生時に外国人市民が自ら適切に行動し、日本人市民とともに共助の活動が行えるよう、地域住民が一体となった共助の環境づくりを推進します。

また、多文化共生コーディネーターが、戸別訪問等を通じて、自治会に加入するなど、普段から地域住民と顔の見える関係を築いておくことが災害時の共助に必要なことについて、より一層の啓発に取り組みます。

一方、防犯・生活安全等については、地域や警察と連携して、地域防犯パトロール等への外国人市民の参画を促していくとともに、生活講座等において、犯罪抑止や交通安全のための意識啓発、消費者トラブルなどについての周知・啓発を引き続き行っていきます。

②取組一覧

基本の柱	目指す取組の方向	実施事業	事業概要	担当課	
Ⅲ 生と活も 環境に 境暮 づら くし やす い	(4)もしもの ときに備え て(防災・防 犯・生活安 全等)	外国人市 民に対し、 防災・防 犯・生活安 全等に関す る取組を行 う	外国人市民向け防災セミナーの開催(再掲)	地元自治会等関係団体と連携し、住民同士の共助の必要性についての理解を深め、外国人市民の防災意識の向上を図るため、実践的な内容の訓練を行う。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		外国人市 民に対し、 防災・防 犯・生活安 全等に関す る取組を行 う	防災啓発事業(笹川地区)	地震等の災害に関して、外国人市民の危機意識の向上を図り、災害時の対応や防災についての啓発を行うため、地元の自治会やUR、県営住宅の防災訓練に協力する。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		外国人市 民に対し、 防災・防 犯・生活安 全等に関す る取組を行 う	生活講座の開催(再掲)	外国人市民が日本で生活する上で有効な知識等を習得し、実際の暮らしに活用できるよう、講座を実施する。	市民生活課 (多文化共生推進室)

基本の柱Ⅳ 共生推進のための体制づくり

多文化共生の推進のために、本市における体制の整備を行い、総合的な取組を進めるとともに、外国人集住都市会議など関係機関等と連携しながら、全国的な制度の改善などを国等に働きかけていきます。

☆本市における体制の整備と総合的な取組の推進

多文化共生推進のために、本市における体制を整備し、部局横断的な施策の推進や、市民からの意見聴取等を行うとともに、関係機関等とも連携しながら総合的な取組を進めていきます。

☆国等に対し制度改善等に向けた働きかけを行う

全国的な制度の改善や、法律の改正等が必要なケース等については、地方自治体の取組だけでは限界があることから、他の自治体等とも連携して、国や県、経済界等に対して積極的に働きかけていきます。

全市・モデル地区における取組

①主な取組

本市における多文化共生推進のための部局横断的な取組や、市民からの意見聴取、関係機関等との意見交換や情報共有などのため、体制を整備し、総合的な取組を行います。

また、モデル地区においては、地域関係者や行政、学識経験者等が、多文化共生社会の実現に向けた施策の在り方などについて協議を行い、日本人市民も外国人市民もともに暮らしやすいまちの実現に向けて取組を進めていきます。

一方、国レベルでの日本語教育プログラムの確立や、自治体・NPO・地域住民・企業等が連携し、相互に補完的な日本語学習支援を行うための制度設計、外国人市民の雇用の安定と職業資格の取得のための支援の充実など、本市の取り組みだけでは十分に対応しきれない全国的な制度の改善等については、本市も含めた、全国の外国人住民が多数居住する自治体等で構成する外国人集住都市会議（平成13年設立）において、外国人住民にかかわる施策や活動状況に関する情報交換や意見交換を行うとともに、国や県、経済界等に対して、提言等を積極的に行ってまいります*。

他にも、全国市長会等を通じた要望など、さまざまな手法により、国等に制度の改善や取組の推進を働きかけてまいります。

※外国人集住都市会議における主な提言

【国への提言】

- ・定住を目的とした外国人に対する日本語教育の制度化を図る。
- ・在留カードの発行・更新時において、生活・就労に必要な日本語及び日本の社会・文化に関する知識を確認する講習を実施する。
- ・職業能力の向上のために職業訓練科目の充実を図るとともに、訓練期間中の所得保障の支援を行う。
- ・外国人住民の労働に関するキャリア支援の充実を図る。 など

【県への提言】

- ・地域の活動主体である、NPO・地域・ボランティア・企業が連携できる仕組みづくりを推進する。 など

【経済界への提言】

- ・生活および就労のための日本語学習支援を企業の社会貢献活動の1つと捉え、外国人に対する従業員教育を行う。 など

（「外国人集住都市会議 東京2014」における提言より）

②取組一覧

《全 市》

◇四日市市多文化共生推進本部

市長を本部長とし、多文化共生推進にかかる施策について、関係部局の相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、部局横断的に取り組みます。

◇四日市市多文化共生推進協議会

多文化共生にかかる施策等の協議のほか、多文化共生に関する関係諸機関との情報交換及び連絡調整などを行います。

◇四日市市多文化共生推進市民懇談会

外国人市民の生活を取り巻く環境や多文化共生社会の実現に向けた取り組み等について、市民との意見交換を行います。

◇四日市市外国人幼児児童生徒等教育検討委員会《教育委員会主催》

外国にルーツを持つ子どもたちの幼稚園・小中学校への受け入れや、受け入れ後の学力保障、進路保障等について基本的な考え方や方策を検討します。

《モデル地区》

◇笹川地区多文化共生推進会議

多文化共生モデル地区である笹川地区において、地域の生活を取り巻く環境や多文化共生社会の実現に向けた施策のあり方など、日本人市民も外国人市民もともに暮らしやすいまちの実現に向けて、地域関係者や学識経験者、行政等関係機関が協議を行います。

《その他》

◇外国人集住都市会議

外国人住民が多数居住する自治体ならびに地域の国際交流協会などをもって構成し、外国人住民にかかわる施策や活動状況に関する情報交換を行う中で、地域における様々な問題の解決に積極的に取り組みます。

◇三重県多文化共生推進会議《三重県多文化共生課主催》

三重県が多文化共生社会づくり施策について意見交換を行い、県の実施する諸事業に反映するよう働きかけていきます。

◇日系人就業支援連絡会議《四日市公共職業安定所主催》

四日市公共職業安定所管内に在住する日系人不就労者等の状況、就職関連情報および地域生活に必要な状況を把握し、関係機関と意見交換や情報共有を行います。